



愛川町で
働き始め
ました！

愛川町観光キャラクター
あいちゃん

最大 **200,000** 円助成があります！

町内に住所があり、資格*1を保有していて、介護施設、障がい福祉サービス事業所、医療機関、保育施設等で働き始めた方への助成制度*2です。

転入 奨励助成金

町内に転入し、資格を保有していて各施設に就労した方

復職 等奨励助成金

町内在住で、資格を保有していて、各施設に復職した方

奨学金 返済助成金

町内在住で、資格を保有していて各施設で就労して、奨学金を返済している方

*1 対象資格

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、看護師、准看護師、保健師、助産師、歯科衛生士、保育士

*2 就労先、保有資格によって助成の対象となる制度が異なります。



愛川町ホームページ

詳細は裏面をご確認ください。

制度案内

名称	介護・看護・保育職等転入奨励助成金
制度概要	町内に転入し、町内の介護施設等、病院等、保育施設等に就労した者に対し、助成金を交付するもの
交付要件	次のいずれの要件も満たす者 (1)2019年4月1日以降に町内の介護施設等、病院等、保育施設等に介護職等(社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、保健師、准看護師、介護支援専門員)、看護職等(保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士)、保育職等(保育士)として就労することが決定していること。 (2)2019年4月1日以降に町外から転入し、本町に住所を有した者(本町を転出した日から1年以内に再転入した者を除く。) (3)採用日から1年以上継続して、介護施設等、病院等、保育施設等に常勤として就労する予定があること。 (4)採用日から1年以上継続して、本町に居住する予定があること。 (5)町税などを完納していること。 (6)復職等奨励助成金、奨学金返済助成金、新婚生活支援補助金の交付を受けていないこと。 (7)採用日または転入日から6ヵ月以内の申請であること。
助成金額	20万円(一律:15万円+引越しに係る経費:5万円上限)
提出書類	(1)交付申請書 (2)住民票の写し(愛川町への転入日の記載があるもの) (3)就労先の在籍証明書 (4)修了証明書(保有資格の証明書類)の写し (5)誓約書 (6)領収証等当該引越しに要した費用が分かる資料

名称	介護・看護・保育職等復職等奨励助成金
制度概要	町内の介護施設等、病院等、保育施設等に復職等した者に対し、助成金を交付するもの
交付要件	次のいずれの要件も満たす者 (1)2019年4月1日以降に町内の介護施設等、病院等、保育施設等に介護職等(社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、保健師、准看護師、介護支援専門員)、看護職等(保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士)、保育職等(保育士)として採用された者で、過去に各施設等を退職後1年以上経過して復職する者、または介護職、看護職等、保育職等としての就労経験がなく、新たに就労する者であること。 (2)採用日から1年以上継続して、本町に居住する予定のあること。 (3)採用日から1年以上継続して、介護施設等、病院等、保育施設等に常勤として就労する予定があること。 (4)町税などを完納していること。 (5)転入奨励助成金、奨学金返済助成金、新婚生活支援補助金の交付を受けていないこと。 (6)採用日から6ヵ月以内の申請であること。
助成金額	20万円
提出書類	(1)交付申請書 (2)住民票の写し(愛川町への転入日の記載があるもの) (3)就労先の雇用証明書 (4)修了証明書(保有資格の証明書類)の写し (5)誓約書

名称	介護・看護職等奨学金返済助成金
制度概要	奨学金を利用して資格を取得し、町内の介護施設等、病院等に勤務する者に対し、奨学金の返済金額の一部を助成するもの
交付要件	次のいずれの要件も満たす者 (1)奨学金を利用して資格を取得し、現に奨学金の返済を行っていること。(本人名義) (2)2019年4月1日以降、奨学金の返済を行った日に、町内の介護施設等、病院等、保育施設等に介護職等(社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、保健師、准看護師、介護支援専門員)、看護職等(保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士)、として採用されていること。 (3)採用日から1年以上継続して介護施設等、病院等に常勤として就労する予定があること。 (4)採用日から3年以内である者であること。 (5)町税などを完納していること。 (6)転入奨励助成金、復職等奨励助成金、新婚生活支援補助金の交付を受けていないこと。
助成金額	町内の施設に勤務している期間に、奨学金の返済に要した費用の1/2(上限20万円) 最長3年(最大60万円) ※1年以内に退職・転出した場合は助成金の返還を求める
提出書類	(1)交付申請書 (2)住民票の写し(愛川町への転入日の記載があるもの) (3)就労先の雇用証明書 (4)修了証明書(保有資格の証明書類)の写し (5)誓約書 (6)奨学金貸与証明書(奨学金を受けていることを証する資料) (7)奨学金返済証明書(奨学金の返済を証する資料)

お問い合わせ

介護施設等 高齢介護課 046-285-6938	障がい福祉サービス等 福祉支援課 046-285-6928	病院等 健康推進課 046-285-6970	保育施設等 子育て支援課 046-285-6932
---------------------------------------	--	-------------------------------------	--